

令和4年8月29日

第27回総会議事録

長岡市農業委員会

第 27 回総会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 8 月 29 日（月曜日） 午後 2 時 00 分
- 2 場 所 ながおか市民センター 5 階 5 B 会議室
- 3 議事日程及び本日の会議に付した事項
 - 日程第 1 議事録署名委員の選任について
 - 日程第 2 議案第 25 号 農地法第 3 条の許可申請について
議案第 26 号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議案第 27 号 農地法第 4 条の許可申請について
議案第 28 号 農地法第 5 条の許可申請について
議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について
議案第 30 号 農用地利用配分計画案の決定について
 - 日程第 3 報告第 5 号 農地法の届出通知等について
報告第 6 号 令和 4 年度最適化活動の目標の設定等の一部修正について
- 4 出席委員 (15 名) 別紙のとおり
- 5 欠席委員 (9 名) 別紙のとおり
- 6 職務のため出席した事務局職員
事務局長 樺沢 仁、振興農政係長 小川 一博、農地係長 広沢 敏功、
主査 木村 秋津、主査 岡村 太地、主事 山際 賢也、主事 土田まりあ

開 会（午後 2 時 00 分）

樺沢事務局長 これより農業委員会総会を開催いたします。

長岡市農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、高橋会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いたします。

議長 (あいさつ)

それでは、これより第 27 回総会を開催します。

今月は新型コロナウイルスの感染対策として、委員の数を制限して開催しております。出席予定の委員のうち、欠席届が、議席番号 15 番、中村正行委員、16 番、土田米蔵委員から提出されておりますが、長岡市農業委員会会議規則第 6 条の規定により定足数を満たしていることを報告し、会議は成立していることを報告申し上げます。

- 日程第 1 議事録署名委員の選任について
議長 日程第 1、議事録署名委員の選任でございます。議長において11番、安達隆幸委員、12番、本田栄一委員を指名いたします。
- 日程第 2 議案第25号 農地法第3条の許可申請について
議長 日程第 2、これより審議に入ります。
議案第25号 農地法第3条の許可申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。
広沢係長 説明申し上げます。
議案書の3ページ、4ページをご覧ください。
今月の3条許可申請は8件でございます。1から6番は売買による所有権移転、7番、8番は贈与による所有権移転でございます。なお、2番、7番につきましては許可後の経営面積が50アール未満でございますが、小国地域の下限面積が20アールですので問題ございません。
以上について、担当委員による現地調査結果はいずれも問題なしということです。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を満たしております。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 それでは、審議に入ります。
ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。
（「ありません」と呼ぶ者あり）
議長 ありませんの声が聞こえます。
質問、意見がございませんので、採決に入ります。議案第25号 農地法第3条の許可申請について許可することに異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
議長 異議なしの声が聞こえます。
異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。
- 議案第26号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請について
議長 議案第26号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを議題とします。
事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

今月の事業計画変更承認申請は、越路地域の1件でございます。

1番、東谷の田について、石油、天然ガス採取用施設用地として一時転用する許可を受けた案件ですが、このたび令和14年9月30日まで期間を延長するものであります。

以上については、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、当該事業計画の変更について妥当なもの判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第26号 農地転用許可に係る事業計画変更承認申請についてを承認することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、承認することに決定いたします。

議案第27号

農地法第4条の許可申請について

議長

議案第27号 農地法第4条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

ご説明申し上げます。

議案書の8、9ページをご覧ください。

今月の4条許可申請は、長岡地域5件、三島地域1件、与板地域1件、寺泊地域1件の8件でございます。

なお、申請のありました4条、5条許可申請につきましては、本庁、支所において8月19日までに現地調査を実施しております。

1番、寺泊戸崎の田について、住宅建築敷地として利用するものです。議案資料34ページに経過説明を掲載しております。申請地は寺泊戸崎地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷

地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

2番、与板町榎原の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料35ページに経過説明を掲載しております。申請地は与板町榎原地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることから、ほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

3番、大荒戸町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料36ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

4番、榎山町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料37ページに経過説明を掲載しております。申請地は榎山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

5番、三島新保の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料38ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

6番、高島町の畑について、農家住宅建築敷地として利用するものです。議案資料39ページに経過説明を掲載しております。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。

7番、六日市町の田について、養鯉池として利用するものです。議案

資料40ページに経過説明を掲載しております。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、平地の外縁部に存する農地であり、養殖池の一時転用審査基準の許可要件に該当するため、一時転用について許可できるものであります。一時転用期間は3年以内です。なお、長岡市と協定を締結済みであります。なお、この案件につきましては、後ほど説明する農地法第5条許可申請の6番、7番と関連しております。

8番、新組町の畑について、工場建築敷地として利用するものです。議案資料41ページに経過説明を掲載しております。申請地は新組町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの声が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第27号 農地法第4条の許可申請について、許可することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第28号

農地法第5条の許可申請について

議長

議案第28号 農地法第5条の許可申請についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

広沢係長

恐れ入りますが、まず初めに議案書の差し替えをお願いいたします。

11ページの3番の案件につきまして、申請者の申出により取下げとなりました。これにより3番は欠番となり、12ページの合計欄の数値も変わることとなりました。既に皆様のお手元にお配りしております。お手数ですが、差し替えをお願いいたします。また、これに伴い、議案資料の24ページ、25ページについても削除をお願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

議案書の11、12ページをご覧ください。

今月の5条許可申請は、長岡地域5件、栃尾地域1件、越路地域1件、中之島地域1件の8件でございます。

1番の滝谷町の畑について、資材置場用地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和4年9月1日から令和4年10月31日までの計画です。申請地のおおむね500メートル以内に越後滝谷駅があることから第2種農地に該当いたします。申請地はほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

2番、福山町の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は令和4年9月1日から令和5年1月7日までの計画です。申請地は福山町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が住宅建築敷地であり、集落に接続して建築されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

4番、巻淵3丁目の畑について、住宅建築敷地として利用するために売買による所有権移転をするものです。工期は許可日から令和5年4月30日までの計画です。申請地は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから第3種農地に該当するため、原則許可できるものであります。

5番、朝日の田について、工所用仮設ヤード敷地として利用するために賃借権の設定をするものです。工期は令和4年9月20日から令和5年12月31日までの計画です。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、土地収用法該当事業を建設するために必要なものであり、一時的な利用であるため、例外的に許可できるものであります。

6番、六日市町の田について、先ほど説明した農地法第4条の許可申請の7番とも関連しているものですが、養鯉池として利用するために賃借権の設定をするものです。議案資料16ページに位置図、40ページに経過説明を掲載しております。申請地は農振農用地区域内の農地ですが、平地の外縁部に存する農地であり、養殖池の一時転用審査基準の許可要件に該当するため、一時転用について許可できるものであります。一時

転用期間は3年以内です。なお、長岡市と協定を締結済みであります。

7番、中潟町の田について、先ほど説明しました農地法第4条許可申請の7番、5条許可申請の6番とも関連して、新たに養鯉池として利用するために賃借権の設定をするものであります。議案資料の17ページに位置図を掲載しております。工期は許可日から令和4年10月30日までの計画です。申請地は農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が養鯉池であり、ほかの場所での代替性がなく、例外的に許可できるものであります。

8番、中西の畑について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は令和4年11月1日から令和5年2月20日までの計画です。申請地は10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にあり、第1種農地に該当するものですが、隣接する本家と相互扶助する必要性からほかの場所での代替性はなく、また集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため開発行為の許可を要します。

9番、新組町の田について、分家住宅建築敷地として利用するために使用貸借権の設定をするものです。工期は許可日から令和4年12月20日までの計画です。申請地は新組町地区内に存在する農業公共投資の対象となっていない10ヘクタール未満の農地であるため、第2種農地と判断いたします。転用計画が既存宅地と一体的に利用するものであることからほかの場所での代替性がなく、許可できるものであります。また、市街化調整区域内での施設建築であるため、開発行為の許可を要します。

以上につきましては、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれはなく、許可要件の立地基準、一般基準ともに満たしており、妥当なものと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。

ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第28号 農地法第5条の許可申請について、許可することに異議

ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしの声が聞こえます。

異議なしと認め、原案のとおり許可することに決定いたします。

議案第29号

農用地利用集積計画の決定について

議長

議案第29号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご説明申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく所有権の移転で、このたびは3件の申出がありました。いずれも譲渡人から農地売却依頼に基づき、それぞれの地区担当委員の方から地域の認定農業者に声をかけていただき成立した売買です。次からの利用権設定・移転、中間管理権設定、使用貸借権及び賃借権の設定の説明に当たっては、皆様のお手元に別冊、農用地利用集積計画を配付させていただきましたので、併せてご確認ください。

議案書の17ページの内訳表をご覧ください。今月は、利用権の設定・移転で2件の申出がありました。権利関係は、賃借権設定が1件、使用貸借権設定が1件となっています。

次に、農地中間管理事業において中間管理事業実施手続のため、新潟県農林公社が集積一括方式により中間管理権を設定し、転貸するものです。初めに、中間管理権設定(公社借入)分について、このたびは56件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は賃借権設定が55件、使用貸借権設定が1件となっております。

続いて、使用貸借権及び賃借権の設定(公社貸付)分については、今ほどの公社借受け分の農地を新潟県農林公社が耕作者へ転貸するもので、このたびは25件の申出がありました。内容については全て新規となります。権利関係は、賃借権設定が24件、使用貸借権設定が1件となっております。

なお、詳細内容についてはお配りした別冊、農用地利用集積計画にて確認をお願いいたします。

以上、計86件の申出につきましては、農業経営基盤強化促進法18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2の各要件を満

たしており、事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 それでは、これより審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。
 （「ありません」と呼ぶ者あり）

議長 ありませんの聲が聞こえます。
 質問、意見がございませんので、採決に入ります。
 議案第29号 農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定
 することに異議ございませんでしょうか。
 （「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしの聲が聞こえます。
 異議なしと認め、原案のとおり決定します。

議案第30号 農用地利用配分計画案の決定について

議長 議案第30号 農用地利用配分計画案の決定についてを議題とします。
 事務局の説明を求めます。

小川係長 ご説明申し上げます。
 議案書の21ページをご覧ください。
 新潟県農林公社から受け手農家への農用地利用配分計画案のうち、一
 部新たな受け手への変更があったため、賃借権の移転をするものです。
 このたびは1件の申出があり、内容については賃借権の移転となって
 います。

 これらの案件につきましては、以前開催されました農地部会において
 審議、決定をしていただいたものです。

 この農用地利用配分計画案は、新潟県農林公社で農用地利用配分計画
 として決定し、新潟県の認可と県公告手続後、新たな受け手に貸し付け
 ることとなります。

 当該案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項に規
 定されている県知事認可の各要件を全て満たしている内容であるため、
 事務局といたしましては決定相当と考えます。よろしくご審議のほどお
 願いいたします。

議長 それでは、審議に入ります。
 ただいまの説明に質問、意見ございませんでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長

ありませんの聲が聞こえます。

質問、意見がございませんので、採決に入ります。

議案第30号 農用地利用配分計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

日程第 3

報告第5号 農地法の届出通知等について

議長

日程第3、報告第5号 農地法の届出通知等についてを議題とします。
事務局の報告を求めます。

広沢係長

農地法の届出通知等について、件数と掲載ページをご報告申し上げます。

4条の届出について1件を23ページに、5条の届出について19件を24から27ページに、農地法の適用を受けない事実確認について5件を28ページに、18条の合意解約について3件を29ページに、利用権の解約について9件を30、31ページに、中間管理権の解約について2件を32ページにそれぞれ掲載してありますので、ご覧ください。

以上であります。

議長

報告事項でございます。

報告第6号

「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の一部修正について

議長

報告第6号 「令和4年度最適化活動の目標の設定等」の一部修正についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

小川係長

ご報告申し上げます。

5月総会にて新規決定いただいた「令和4年度最適化活動の目標の設定等」について、国より一部修正の指示があり、修正をさせていただきました。修正箇所が分かる対比表を34ページに掲載させていただきましたので、ご覧ください。

報告は以上です。

議長

報告事項でございます。

以上で提案した案件の審議は全て終了いたしました。

これもちまして第27回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 2 時27分）

長岡市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名します。

会 長 _____

農業委員 _____

農業委員 _____

別紙 出席状況（総会議席表）

（令和4年8月29日現在）

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名																		
1	欠	多田好一	13	欠	青柳進																		
2	出	吉川勇	14	欠	青柳久雄																		
3	出	岩本一男	15	欠	中村正行																		
4	出	諸橋昇一	16	欠	土田米藏																		
5	出	堀徳太郎	17	出	稲波忠昭																		
6	欠	若井泰志	18	出	佐藤辰也																		
7	出	粉川一夫	19	出	高橋信昭																		
8	欠	菅沼正美	20	出	成澤善博																		
9	欠	坂詰隆	21	出	櫻井正広																		
10	欠	千野俊輔	22	出	池田朝二																		
11	出	安達隆幸	23	出	田中豊																		
12	出	本田栄一	24	出	鳥羽若一																		
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">出席委員</td> <td style="width: 10%;">人</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">15人</td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 20%;">議事録署名委員</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>欠席委員</td> <td>人</td> <td style="text-align: center;">9人</td> <td></td> <td>安達隆幸</td> <td>委員</td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td style="text-align: center;">24人</td> <td></td> <td>本田栄一</td> <td>委員</td> </tr> </table>						出席委員	人	15人		議事録署名委員		欠席委員	人	9人		安達隆幸	委員		計	24人		本田栄一	委員
出席委員	人	15人		議事録署名委員																			
欠席委員	人	9人		安達隆幸	委員																		
	計	24人		本田栄一	委員																		